



かわうち村 議会だより

第217号

平成30年5月1日

川内村議会事務局

TEL 0240-38-3803

FAX 0240-38-2116

〒979-1292

双葉郡川内村

大字上川内字早渡11-24

題字：川内中学校1年 若松 美咲さん（作成時：川内小学校6年）



▲富岡町方面 7 年ぶりの運行再開を祝い行われたテープカット（4月2日）

目 次

平成 30 年度一般会計	P 2
一般質問 7 議員登壇	P 4
「ふるさと川内への想い」	P 11
議会モニターが決まりました	P 12

この4月から新常磐交通が新たに富岡町方面へ3往復運行開始されました。

また、福島交通（田村市船引町行）も1便増えて4往復となりました。

**平成30年度一般会計当初予算案
総額49億8,300万円を可決!**

ほか平成29年度補正予算、条例改正など36案件が可決成立
平成30年第1回定例会 3月8日から14日まで開催されました。

平成 30 年第 1 回議会定例会は、平成 30 年 3 月 8 日から 14 日までの日程で開催されました。今定例会では、平成 29 年度各会計補正予算 6 件・平成 30 年度当初予算 7 件・条例制定議案 2 件・条例改正議案 12 件・契約締結議案 2 件・計画策定議案 1 件・村道の路線認定廃止 2 件・人事案件（副村長の選任・人権擁護委員の推薦）2 件・村有財産の無償譲渡・抵当権抹消等に関する案件が審議され、原案どおり可決成立しました。

可決された議案

◆平成 29 年度川内村一般会計補正予算（第 9 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 8 億 2,912 万 4 千円を減額し、予算の総額を 56 億 8,206 万 8 千円とした。

◆平成 29 年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 962 万 5 千円を減額し、予算の総額を 7 億 5,752 万 1 千円とした。

◆平成 29 年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）

既定の歳入歳出予算の総額に2,195万7千円を増額し、予算の総額を1億6,915万9千円とした。

◆平成 29 年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

既定の歳入歳出予算の総額に1,304万6千円を減額し、予算の総額を1億9,562万3千円とした。

◆平成 29 年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）

既定の歳入歳出予算の総額に3,621万6千円を減額し、予算の総額を5億3,514万1千円とした。

◆平成 29 年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 111 万 3 千円を減額し、予算の総額を 7,816 万 5 千円とした。

◆川内村課設置条例の一部を改正する条例

◆川内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

◆川内村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◆職員の子の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

7 名のかたが一般質問をしました。



坪井 利之 議員

質

ふるさと住民票の導入について

川内村では、東京電力福島第一原子力発電所の事故のために、やむなく住民票を移している方々が多数おられます。そのような方たちと村とのつながりを維持し絆を強めるほか、村を訪れる人を増やし移住促進につながるツールとして、ふるさと住民票の導入について村の考えを伺います。

答

このふるさと住民票制について、今回、提

案している第 5 次総合計画の中においても計画されております。

具体的には、現在、設立している「ふる里かわうち会」を活用して連携協力のもと交流人口の段階のみでなく、「協力者・支援者」という形で強化を図っていく、と位置づけしており、制度的には同じものと考えております。この制度の導入する際は、どのようなサービスが提供できるのか、現在、村へ寄附をいただいているふるさと納税制度なども考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

質

川内村からの高等学校校就学について

川内村の近隣には高等学校が少なく、希望する高等学校が限定されてしまうのではな

いかとの不安が、川内村に戻らない子供たちの大きな要因の一つになっております。川内村で頑張っている子供たちも希望する高等学校に進学するのに、自宅から通学が出来ないために、家族で川内村から離れる事を考えている方も見受けられます。川内村から通学できるよう高等学校へのスクールバス運行など対策が必要と思われませんが村の対応策を伺います。

答

村から通学できる高校は限定され、かつ、遠距離になることから、通学や下宿等に係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、平成 26 年度から月 3 万円を上限に補助金を交付して参りました。当時、最寄りの駅までの送迎手段をも含めて負担軽減策について検討した結果、進学する高校や修学内容もそれぞれに違い、かつ、下宿等の

希望もあって、個々の全ての状況に合わせた支援策を準備することには無理があり、結果としてそれぞれの使い方に自由裁量が働く現行の補助金制度に落ち着いた経緯があります。

スクールバス運行などの対策が必要とのご指摘でありますが、村の高校通学支援対策については、以上のような検討経緯も踏まえてご理解いただきたく思います。今年の 4 月からは、富岡駅までのバス運行が開始されることや、従来の船引行きバスの増便も予定されていることでもありますので、それぞれの事情に合わせた選択肢を検討され、現行補助制度をご活用いただければと思います。



7名のかたが一般質問をしました。



佐久間武雄議員

若い人の帰還対策及び今後の村づくりに

ついで

震災原発事故から、間もなく7年になります。村内の避難区域が解除となり、仮設住宅や借上げ住宅の供用期間が終了し、村の人口の約8割を超える村民が戻り、生活再開となりました。この事は、村民の戻れる環境づくりに、村が取り組んできた成果であると思います。しかしながら、村内生活者の40%が65才以上で、子供達や今後村を支える若者の帰還が思うように進ま

答

ず、村の10年後、20年先の川内村の姿が見えてきません。平成30年度から第五次総合計画のスタートとなりますが、若い人達の帰還対策、新たな村づくりについて村長に伺います。

答 子供たちや若い人達の帰還対策については、現在村が抱えている課題でもあり、これからの課題でもあります。第5次総合計画においては、若い人達の帰還対策ばかりでなく、あらたな移住者、定住者を呼び込むための施策として、大きく2つを掲げております。1つは、「子育て環境の整備」であります。働きながら安心して出産・子育てがしやすい環境や、子供の成長に応じて特色のある教育が受けられる環境の整

備、様々な子育て世代に好まれ、選ばれる村づくりを推進しております。具体的には、

2, 800人まで回復させることを目指しております。

また、若い人たちの帰還対

保育料の無料化、平成28年から取り組んでおります「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のなかの「ひとり親世帯」の呼込み、小中一貫教育の導入、議決をいただければ小中学校の給食の無料化、在宅保育への支援などであります。2つ目は、平成30年代前半までの完成を目指している国道399号線、主要地方道小野富岡線の道路改良にともない、この道路を利用したいわき市や中通りの主要市町村へのアクセス、通勤も見据えた住環境づくりです。具体的には、住宅地の整備や空き家対策などあります。ただし、実施にあたっては、需要と供給のバランス、さらには、官民協働による事業推進の検討などが必要と考えております。いずれにしても、平成47年時点で村の総人口

策としての教育施策は、これまで保育料の無料化、放課後子ども教室やピアノ音楽教室の開設、村営学習塾の再開、高校通学支援、グローバル人材育成事業、奨学金返済支援事業、復興子ども教室等によって教育の魅力化を図って参りましたが、未だに村の認定こども園、小・中学校に就園、就学している子供たちは45%に留まっております。更なる帰還促進と新たな子供たちを呼び込むために、小中一貫教育やコミュニティスクールの導入、散在している教育施設の集約化と複合化を図って、教育の質を向上させるとともに大人も学べる教育施設とシステムを再構築して参ります。

7 名のかたが一般質問をしました。

す。今回の震災と事故の教訓を生かし、安心して暮らせる村の防災計画の現状について以下の点について伺います。

①防災計画において子供へのヨウ素剤の配布は、計画されているのか。配布を実施するとすれば、どのような指揮系統の下に行われるのか。

②防災計画において、村民 2,700 名の避難先への移動手段(燃料確保含む)、経路、食糧、飲料水、薬品等の生命を守る上で必要不可欠な物資等の調達をどのように行うのか。

③村民の健康を長期管理していく上で、原発事故当時の状況を把握し記録することが必要と考えます。除染で得た調査データを保存し、村民から要望があれば開示提供すること

が必要と考えますが、村長の所見を伺います。

答

①ヨウ素剤の配布についてですが、川内村防災計画原子力災害対策編の中で、安定ヨウ素剤の備蓄を行い、配布・服用の指示を行うことが規定されておりま

す。ヨウ素剤の配布・服用については、原則的には「安定ヨウ素剤の服用指示」が出された場合に行われ、子供については、「福島県原子力災害医療行動計画」により年齢別に定められた量を配布することになっております。また、服用の指示については、原子力規制委員会が必要性を判断し、国の原子力災害対策本部から福島県を経由して川内村が指示を行うことになってい

ます。

②原子力災害による避難については、原則自家用車所有の方は自力避難をお願いし、車の使えない方は一時集合場所になっている各地区の集会所へ集合していただき、村が用意するバス等で避難することになっており、経路については、福島県広域避難計画に基づき、国道 399 号線から 288 号線経由又は、県道富岡大越線から国道 288 号線経由等により郡山市に避難することになっております。なお、災害応急対策等のため使用する車両等の燃料等については、福島県が福島県石油業

のことで、文部科学省が測定した原発事故当時の線量を基に除染実施計画書を作成し、環境大臣の承認を得て平成 23 年 11 月から保育園及び小中学校の除染を実施しています。その後、線量の高い地区から順に除染を実施し、除染後の数値も測定して、測定した結果を集会所において説明しながら配布し、参加できなかった世帯には結果を郵送しております。除染が全て完了してから、ガンマカメラにおいて事後測定し結果については個別に配布してきているところ

です。また、希望者には再度測定し結果を配布しております。事故当初からの状況及び除染で得たデータについては、国で実施した測定データを含め、全て管理保存してありますので、村民からの情報開示請求があれば、川内村情報公開条例に沿った対応をしていきたいと考えております。

③除染で得た調査データを保存し、村民からの要望があれば開示提供が必要であると

7 名のかたが一般質問をしました。

あださく川上部段差

②下川内町尻から西側、及び川内中学校入口から東側の用水路上部段差

③川内中学校入口前 木戸川用水路上部蓋などです。

近隣住民は、上記危険箇所を把握していると思われますが、お年寄りや村外からのドライバーには大変危険であると思われます。また、車両の増加により粉塵被害が懸念されますので、併せて対応について伺います。

答

議員が挙げられた区間については、民家の密集地域や、路側の段差、防護柵等が設置されていることから、車輛の交差時に圧迫感がある認識しております。特に、坂シ内地内から西ノ内地内については、民家や商店

が密集し現道の拡張が困難とされ、震災以前から、集落の南側をバイパスルートで結び、密集地域を回避する計画をされておりましたが、実施までには至らない状況であったところ、現在は「ふくしま復興再生道路」に位置づけされたことにより、事業が急速に進展し、すでに工事が進められております。福島県では、この道路の整備を復興期間内の完成を目指し、鋭意進めているところでございます。

ご質問の1点目の、あださく川に沿う村道については、軽微な段差の解消は可能と考えられますが、交差点付近の段差については、県道との接続地点であることから、解消が難しいため、段差への接触事故等の注意を促す対策を検討したいと考えております。

2 点目の、町尻、西ノ内、宮坂地内の段差については、用水路への蓋板工による転落防止効果と、マウンドアップ構造により歩道を兼ねており、この段差により、むしろ歩行者の安全性が高まっていると考えています。

3 点目の用水路上部の蓋についてでございますが、福島県は、宮ノ下地内から、川内中学校入り口付近より、約 100 m 上川内方面へ舗装の打ち替え工事を発注しており、用水路上部蓋にも一体的に舗装を被せる計画がありますので、道路の平坦性は確保できるものと考えております。この工事については、現在、準備工事が進められ、今月末までには完成することになっております。このようなことから、ただ今の議員ご指摘の3項目については、喫緊の解消は困難と慮されることから、当面は、交通安全啓発看板等の設置など、ドライ

バーに対する注意を促し、安全に走行していただくような、ソフト面の対策を、交通安全協会や福島県と共に連携を強化し、検討してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、工事車両の増加に伴う、粉じん被害については、施工業者に対し、散乱土砂の除去や、影響範囲に防塵材の散布などの、粉じんの飛散防止対策について協力を求めると共に、福島県に対し路面の清掃等について協議、要望を行いたいと考えております。今後においても、除染廃棄物や、インフラ整備に伴う土砂等の運搬など大型車輛等の通行は増加が予想されますが、発注機関並びに受注者に対し、安全且つ、一般車輛を優先とした、通行及び運行計画を要請してまいりたいと考えております。

川内村議会モニター 6 名が決定しました。

開かれた自主性ある議会を目指すため、議会モニターを村民から公募しておりましたが、下記の方々に決定しました。任期は、平成 31 年 2 月 28 日までとなっており、3 月 2 日に渡邊議会議長より委嘱状が交付されました。

1	竹 本 厚 徳	4	佐 藤 典 子
2	遠 藤 辰 男	5	増 子 廣 江
3	松 崎 君 子	6	猪 狩 政 次

議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

<http://www.kawauchimura.jp/page/dir000045.html>



川内村議会

検索

請願と陳情の方法は…

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

◆ 請願書の書き方

- ①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印
 - ②次頁から件名、請願の趣旨（理由）、請願年月日、請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印
 - ③最後に、議会議長○○○様と記載する
- 以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

(表紙)

なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月ですから、締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はいりません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆ 様式

請願書は次の様式で作成してください。

○○○○に關する請願書 紹介議員 氏 名 印	何々	平成 年 月 日	住所	議會議長 ○○○○ 様
	○○○○(件名) (議題の趣旨)			